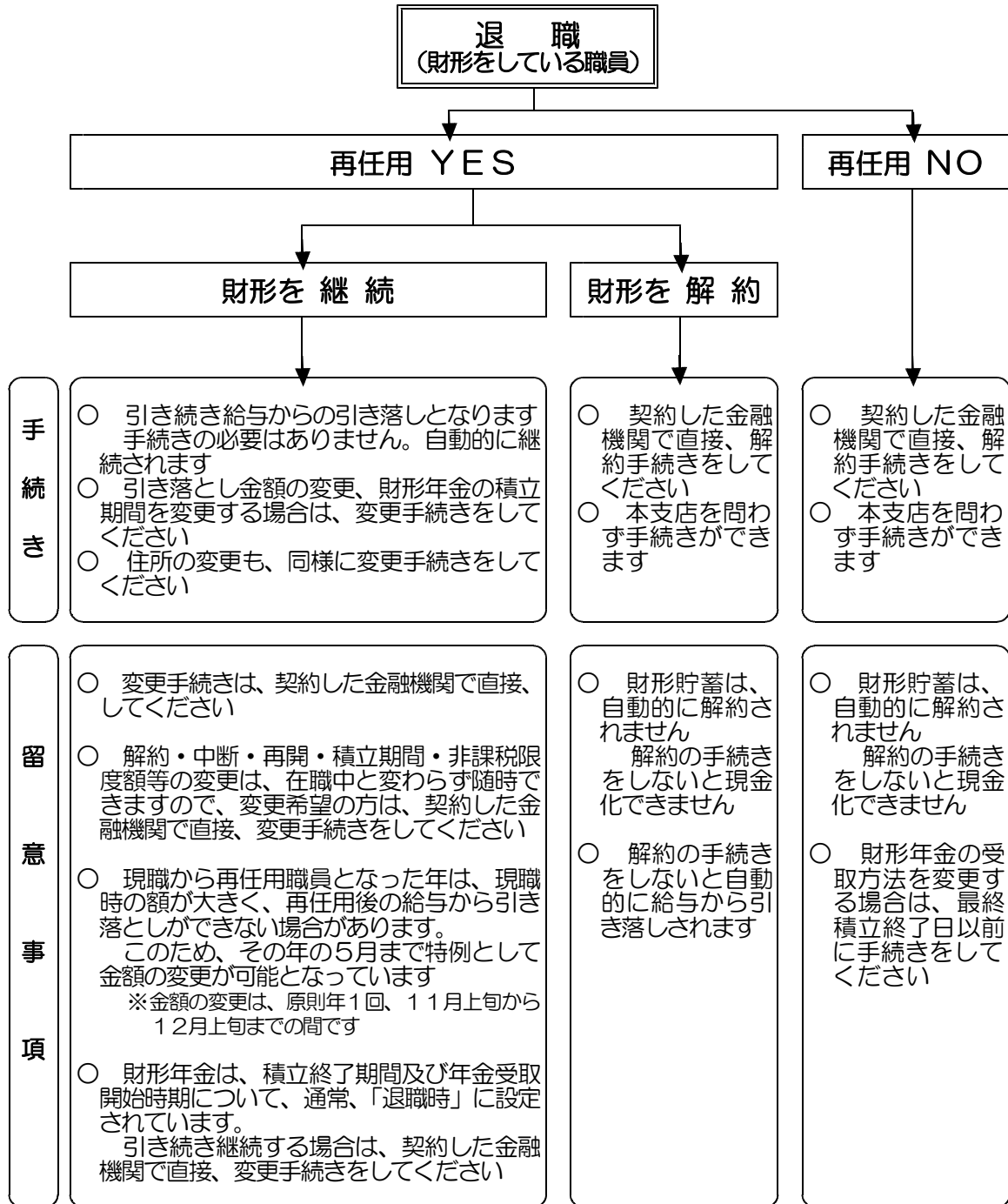


退職時における財形貯蓄の取扱について

- 財形貯蓄の変更・解約は、契約者（本人）が直接、契約した金融機関で手続きをしてください。所属所や道教委では、手続きはできません。



○ 再任用職員の新規加入について

再任用職員の方は 新規に加入できません。

※ いずれの財形も3年以上の積立期間（年金・住宅は5年以上）が必要となるため、1年更新という雇用形態上、財形貯蓄に新規加入はできません。

- 年金財形及び住宅財形に係る新規申込及び氏名・住所変更等の場合は個人番号の確認が必要なため、個人番号カード等の写しを教職員局福利課へ提出すること。